

令和7年度 大泉町老朽危険空家除却支援事業補助金交付案内

老朽危険空家を除却するための費用を補助します！

大泉町では老朽化により倒壊のおそれのある空家の除却を促進し、地域の住環境の向上を図るため、老朽危険空家除却に要する費用の一部を補助します。

補助の対象となる空家

次に掲げる要件を全てを満たすもの

- ①町内に所在する概ね1年以上使用されておらず、今後も居住の見込みがない、個人が所有する一戸建ての専用住宅もしくは併用住宅（居住用の床面積が延べ床面積の1/2以上のもの）。
- ②住宅地区改良法施行規則第1条各号に掲げる住宅の区分に応じ、町が行う現地調査により判定基準に達し、老朽危険空家とされたもの。
- ③倒壊等により近隣住民等に悪影響を及ぼすおそれがあること。
- ④公共事業等による移転または建替えの補償の対象でないこと。
- ⑤国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していないこと。

補助の対象者（申請者）

申請者が町税等に滞納がなく、空家の登記事項証明書に所有者として登録されている個人または法定相続人

※注意1 法人、暴力団及び暴力団員もしくはそれらの者と関係を有する方は、補助の対象とはなりません。

※注意2 次に該当する場合は除却についての同意書（様式第3号）が必要となります。

- ・空家に共有者または法定相続人がいる場合
- ・空家と空家が存する土地の所有者が異なる場合
- ・空家に所有権以外の権利の設定がある場合

補助の対象となる工事

解体工事に必要な建設業法の許可を受けた者または建設リサイクル法の解体工事業の登録を受けた者で、法人または個人で町内に事業所を有するものによる、空家家を除却する工事（家財道具、掘、門扉、浄化槽、物置、機械、車両等の除却に係る費用は除く）。

※注意 次に該当する工事は補助の対象工事とはなりません。

- ・補助金の事業認定前に着手した工事
- ・他の制度等による補助金の交付を受けようとする工事
- ・空家の一部を除却する工事



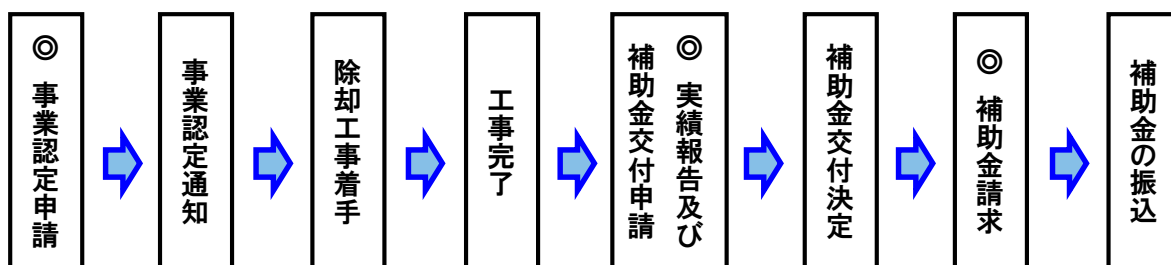
補助金額

補助対象経費の4/5の額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

【申請受付期間及び募集戸数】 期間：令和7年4月17日から令和7年12月19日まで
募集戸数：2戸（先着順）

手続きの流れ

◎は申請者が行う手続き



※代理受領制度を活用する場合は、別紙案内をご覧ください

手続きに必要な書類

【補助金の交付申請をするとき】

- ☐ 老朽危険空家除却支援事業認定申請書（様式第1号）
- ☐ 除却工事の見積書の写し（内訳明細書を含むもの）
- ☐ 空家の平面図（延床面積を確認することができるものに限る）
- ☐ 補助対象空家の状況を確認することができる写真
- ☐ 暴力団排除に関する誓約書



以下は該当する場合に必要な書類

- ☐ 共有者または法定相続人が複数いる場合は、申請者以外のそれらの者全員の除却についての同意書（様式第3号）
- ☐ 空家と空家が存する土地の所有者が異なる場合は、当該土地の所有者全員の同意書（様式第3号）
- ☐ 空家に所有権以外の権利の設定がある場合は、当該権利者の除却についての同意書（様式第3号）

【完了報告をするとき】

- ☐ 老朽危険空家除却支援事業実績報告書（様式第9号）
- ☐ 工事請負契約書の写し
- ☐ 工事費に係る領収書の写し
- ☐ 工事完了後の写真
- ☐ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し
- ☐ 建設リサイクル法第10条第1項に規定する届出書の写し（同法第9条第1項に規定する解体工事の場合）

【補助金の請求をするとき】

- ☐ 老朽危険空家除却支援事業補助金交付申請書（様式第10号）
- ※申請書等は都市整備課で配布している他、町ホームページからダウンロードできます。

- 注意**
- まずは町都市整備課に事前相談をしてください。電話にて日程調整をし、補助内容の説明を受けてください。
 - 完了報告の実績報告書は工事完了から30日以内または申請年度の2月末日のいずれか早い日までに提出する必要があります。
 - 補助金の申請は、同一の敷地内につき1回に限っておりますので、同じ敷地内で次回申請はできません。
 - 町では、施工業者の斡旋や指定はしていません。
 - 建築物を除却することにより、住宅用地特例が適用されなくなるため、翌年度より土地の税額が増額となる場合があります。詳しくは税務課（63-3111）までお問合せください。

お問い合わせ先 大泉町役場 都市建設部 都市整備課
電話 0276-63-3111